

従業員 50 人未満の事業場の事業主の方へ

「ストレスチェック」実施促進のための 助成金の手引（平成 27 年度版）

従業員数 50 人未満の事業場が合同で、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひ、ご活用ください。

※この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

<助成対象・助成金額>

ストレスチェック後の面接指導を実施する産業医を合同で選任し、

- 1 ストレスチェック（年 1 回）を行った場合、
 - 1 従業員につき 500 円を上限として、その実費額を支給
- 2 ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合、
 - 1 事業場あたり産業医 1 回の活動につき 21,500 円を上限として、その実費額を支給（1 事業場につき年 3 回を限度）



独立行政法人労働者健康福祉機構

産業保健・賃金援護部

目 次

I	制度の概要	- 1 -
1	助成金の概要	- 1 -
2	助成金を受けるための要件	- 1 -
3	助成対象	- 2 -
4	助成金額	- 2 -
II	支給申請手続き等について	- 3 -
1	手続きの流れ	- 3 -
2	小規模事業場団体登録届	- 4 -
3	ストレスチェック助成金支給申請	- 5 -
4	小規模事業場団体登録内容変更届	- 6 -
5	審査結果の通知と助成金支給方法	- 6 -
6	助成金に係る証拠書類等の保管	- 7 -
7	不正受給	- 7 -
III	チェックリストなど	- 8 -
1	小規模事業場団体登録届 チェックリスト	- 8 -
2	ストレスチェック助成金支給申請書 チェックリスト	- 9 -
IV	様式一覧	- 10 -
V	全国の産業保健総合支援センター一覧	- 11 -

用語の説明

■ ストレスチェック

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 10 第 1 項に規定されている「心理的な負担の程度を把握するための検査」のことをいう。

■ ストレスチェックの実施者

ストレスチェックの実施主体となれる者として労働安全衛生法第 66 条の 10 第 1 項に規定されている「医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者」であって、実際にストレスチェックを実施する者のことをいう。

■ 合同選任産業医

小規模事業場（労働安全衛生法第 13 条の 2 に規定する事業場をいう。）の事業者が、他の小規模事業者とともに集団を構成し合同して選任した、労働安全衛生法第 13 条第 2 項の要件を備えた医師のことをいう。

■ 面接指導

労働安全衛生法第 66 条の 10 第 3 項に規定されている「ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者であって、ストレスチェックを行った実施者が面接指導を受ける必要があると認めた者に対する面接指導」のことをいう。

■ ストレスチェックに係る産業医活動

労働安全衛生規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定されている「ストレスチェックの実施、ストレスチェックの結果に基づく面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置」のことをいう。

I 制度の概要

1 助成金の概要

事業場の所在地が同一の都道府県である、複数の従業員 50 人未満の事業場が、合同でストレスチェックを実施し、また、合同で選任した産業医にストレスチェック後の面接指導等の産業医活動の提供を受けた場合に、費用の助成を受けられる制度です。

2 助成金を受けるための要件

助成金の支給申請をする前に、小規模事業場の集団を形成し、支給要件を満たしているかの確認を受けるため、あらかじめ労働者健康福祉機構への届出が必要になります。

労働者健康福祉機構で届出内容の確認後、受付番号を記載した「小規模事業場団体登録届受付通知書（様式第 4 号）」が送付されますので、大切に保管してください。

◆届出前に、次の 5 つの要件を全て満たしていることを必ず確認してください。

- ① 常時使用する従業員数が 50 人未満であり、同一の都道府県内にある複数（2 から 10 まで）の小規模事業場を含む事業場で集団を構成していること。
- ② 集団を構成する小規模事業場の事業者が産業医を合同で選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
- ③ ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
- ④ 集団を構成する全ての小規模事業場において、ストレスチェック及び面接指導を行う予定であること。
- ⑤ 集団を構成する小規模事業場の代表者と②の産業医（合同選任産業医）が同一者でないこと。

3 助成対象

(1) ストレスチェック

年1回のストレスチェックを実施した場合に、実施人数分の費用が助成されます。

(2) ストレスチェックに係る産業医活動

ストレスチェックに係る産業医活動について、実施回数分（上限3回）の費用が助成されます。

【ストレスチェックに係る産業医活動の例】

- ・ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること など

4 助成金額

次の費用が助成されます。

助成対象	助成額（上限額）
①ストレスチェックの実施	1従業員につき500円
②ストレスチェックに係る産業医活動	1事業場あたり産業医1回の活動につき21,500円（上限3回）

※500円と21,500円はそれぞれの上限額ですので、実費額が上限額を下回る場合は実費額を支給します。

Ⅱ 支給申請手続き等について

1 手続きの流れ

助成金を受け取るまでの手続きは次のとおりです。

①小規模事業場団体登録の届出

・必要な書類を揃えて、労働者健康福祉機構へ届け出る。(4頁参照)



②登録届受付通知書の受取

・労働者健康福祉機構から、届出が受理された旨の通知が届く。(6頁参照)



③ストレスチェックの実施について審議

・ストレスチェックの実施について、産業医からの助言、労使での審議、従業員への説明・情報提供などを行う。



④ストレスチェックの実施

・医師又は保健師によるストレスチェックを実施し、従業員へ結果を通知する。



⑤ストレスチェックに係る面接指導などの実施

・ストレスチェック実施後、従業員からの申出に対して面接指導などを行う。
※助成金支給申請が可能な産業医活動は9頁のチェックリスト参照



⑥ストレスチェック助成金支給申請

・必要な書類を揃えて、ストレスチェック実施とストレスチェックに係る産業医活動の費用について、助成金の支給申請を行う。(5頁参照)



⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

・労働者健康福祉機構から支給決定通知が届き、助成金が支払われる。(6頁参照)

2 小規模事業場団体登録届

(1) 提出書類及び添付書類

■ 提出書類

- ・小規模事業場団体登録届（様式第1-1号）

■ 添付書類

- ・各事業場の合同選任産業医との契約書（写）
- ・産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類（写）
- ・各事業場の労働保険概算・確定申告書等（写）
- ・各事業場のストレスチェック実施契約書（写）又はストレスチェック実施に係る証明書（様式第1-2号）
- ・ストレスチェック実施者の要件を備えていることを証明する書類（写）
- ・各事業場宛ての返信用封筒（82円切手貼付）

(2) 届出期間

平成27年6月1日から平成27年12月10日まで（消印有効）

※ただし、届出期間中でも団体登録の受付を終了することがありますのでご了承ください。

(3) 届出者

小規模事業場集団の代表者又は当該集団の代表事業者が届出をしてください。

(4) 届出先

独立行政法人労働者健康福祉機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課 宛て

〒212-0013

神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館17階

TEL：044-556-9866 FAX：044-556-9918

3 ストレスチェック助成金支給申請

(1) 提出書類及び添付書類

■提出書類

- ・ストレスチェック助成金支給申請書（様式第2-1号）

■添付書類

- ・ストレスチェック実施報告書（様式第2-2号）
- ・ストレスチェックに係る産業医活動報告書（様式第2-3号）
- ・ストレスチェック実施者へ支払った費用の領収書（写）
- ・合同選任産業医へ支払った費用の領収書（写）

(2) 申請期間

平成27年6月15日から平成28年1月末日まで（消印有効）

※ただし、申請期間中でも助成金支給申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。

(3) 申請者

小規模事業場ごとに提出してください。小規模事業場団体の代表者又は団体の代表事業者がまとめて申請する場合も、各小規模事業場の申請書が必要になります。

(4) 申請先

独立行政法人労働者健康福祉機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課 宛て

〒212-0013

神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館17階

TEL：044-556-9866 FAX：044-556-9918

4 小規模事業場団体登録内容変更届

4頁の2「小規模事業場団体登録届」の団体登録の受付後に、届出した内容に変更が生じた場合は、小規模事業場団体の代表者又は団体の代表事業者から「小規模事業場団体登録内容変更届（様式第3号）」の提出が必要になります。

5 審査結果の通知と助成金支給方法

(1) 小規模事業場団体登録届の通知

4頁の2「小規模事業場団体登録届」を届出後、内容が適切である場合は、受付番号を記載した「小規模事業場団体登録届受付通知書（様式第4号）」が送付されますので、大切に保管してください。受付番号は、助成金の支給申請をするときに必要になります。

また、内容が適切でない場合は、「小規模事業場団体登録届返戻通知書（様式第5号）」が送付されます。

(2) ストレスチェック助成金支給申請書の通知

5頁の3「ストレスチェック助成金支給申請」を申請後、内容が適切である場合は、「助成金支給決定通知書（様式第6号）」が送付されます。

また、内容が適切でない場合は、「助成金不支給決定通知書（様式第7号）」が送付されます。

(3) 支給時期及び支給方法

助成金の支給が決定された場合は、申請時の年度末までに、支給申請書に記載された金融機関の口座へ振込により支払われます。

6 助成金に係る証拠書類等の保管

助成金の支給を受けた事業者は、ストレスチェックの実施者及び合同選任産業医への支払について記録し、領収書その他支出の事実を明らかにする証拠書類を整備しておく必要があります。また、それらの書類は、助成金を受給した翌年から起算して、5年間保存してください。

7 不正受給

偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金を返還していただきます。

Ⅲ チェックリストなど

1 小規模事業場団体登録届 チェックリスト

小規模事業場団体登録届 チェックリスト

助成金の支給を受ける前に、必要な書類を揃えて届け出てください。

- ・届出期間：平成27年6月1日から平成27年12月10日まで（消印有効）

※ ただし、届出期間中でも団体登録の受付を終了することがありますのでご了承ください。

- ・届出先：（独）労働者健康福祉機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

提出書類	
1	<input type="checkbox"/> 小規模事業場団体登録届（様式第1-1号） 次の全ての要件を満たしていることを確認してください。 a 常時使用する従業員数が50人未満であり、同一の都道府県内にある複数（2～10）の小規模事業場を含む事業場で構成されている集団であること。 b 産業医を合同で選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。 c ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。 d 集団を構成する全ての小規模事業場において、ストレスチェック及び面接指導を行う予定であること。 e 集団を構成する小規模事業場の代表者とbの産業医が同一者でないこと。
添付書類等	
2	<input type="checkbox"/> 産業医との契約書（写） 産業医との契約において、ストレスチェック後の面接指導を実施することが含まれている必要があります。契約書に面接指導の実施に関する記述がある場合は、当該契約書の写しを提出してください。記述がない場合又は契約を締結していない場合は、様式例「ストレスチェックに係る産業医契約書」を参考に、事業場毎に契約を締結してその写しを提出してください。
3	<input type="checkbox"/> 産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類（写） 日医認定産業医証の写しや労働衛生コンサルタント（保健衛生）登録証の写しなどを提出してください。
4	<input type="checkbox"/> 各事業場の労働保険概算・確定申告書等（写） 助成金支給申請の前年度の申告書（写）を添付してください。労働保険事務組合委託事業の場合は、労働保険料算定基礎賃金等の報告の写（労働保険事務組合扱いの組様式第4号）を添付してください。
5	<input type="checkbox"/> ストレスチェック実施契約書（写）又はストレスチェック実施に係る証明書（様式第1-2号） ストレスチェックの実施に関して、実施者と契約を締結している場合は、当該契約書の写しを提出してください。契約を締結していない場合は、実施機関等から様式第1-2号「ストレスチェック実施に係る証明書」を提出してください。
6	<input type="checkbox"/> ストレスチェック実施者の要件を備えていることを証明する書類（写） 医師、保健師、その他の厚生労働省で定める者（一定の研修を受講した看護師など）を証明する書類の写しを提出してください。厚生労働大臣が定める研修を受けなくても実施者となれる、平成27年11月30日において3年以上労働者の健康管理等の業務に従事した経験を有する看護師又は精神保健福祉士の方の場合は、それを証明する事業者からの証明書を提出してください。
7	<input type="checkbox"/> 各事業場宛ての返信用封筒 団体を構成するそれぞれの事業場の住所・宛名を記入した封筒に82円切手を貼付し、提出してください。

*内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。

*団体登録の受付後に、届出した内容に変更が生じた場合は、「小規模事業場団体登録届内容変更届（様式第3号）」の提出が必要になります。

2 ストレスチェック助成金支給申請書 チェックリスト

ストレスチェック助成金支給申請書 チェックリスト

助成金の支給に当たって、必要な書類を揃えてご提出ください。

- ・ 届出期間：平成27年6月15日から平成28年1月末日（消印有効）

※ ただし、申請期間中でも助成金支給申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。

- ・ 申請先：（独）労働者健康福祉機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

提出書類	
1	<input type="checkbox"/> ストレスチェック助成金支給申請書（様式第2-1号） 「請求者」欄には、必ず小規模事業場団体登録届出後に通知された受付番号を記載してください。
	<input type="checkbox"/> 事業場ごとに申請書を作成していますか。小規模事業場集団の代表者又は集団の代表事業者がまとめて申請する場合も、事業場ごとに申請書が必要です。
	<input type="checkbox"/> 「ストレスチェックの実施」と「ストレスチェックに係る産業医活動」の助成金申請は、1事業場につき、合わせて1回の申請となります。
	<input type="checkbox"/> 「3 助成金申請額」は、次の金額を記入してください。 <u>（ストレスチェック実施人数×500円）+（ストレスチェックに係る産業医活動の回数×21,500円）</u> ただし、500円、21,500円はそれぞれの上限額ですので、実費が上限額を下回る場合は実費で計算してください。また、ストレスチェックに係る産業医活動は1事業場につき、年3回が限度となります。 ※ストレスチェックに係る産業医活動とは、次のような活動をいいます。 （例）・ストレスチェックの実施について助言すること ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること ・ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること など
<input type="checkbox"/> 「4 助成金振込先金融機関」欄に、記入漏れがないか確認してください。	
添付書類等	
2	<input type="checkbox"/> ストレスチェック実施報告書（様式第2-2号） ストレスチェック実施日が複数日にわたる場合は、日付ごとに実施人数を記載してください。
3	<input type="checkbox"/> ストレスチェックに係る産業医活動報告書（様式第2-3号） ストレスチェックに係る産業医活動を実施した場合は、活動内容等を合同選任産業医に確認の上、実施年月日を記入して提出してください。なお、合同選任産業医の署名が直筆の場合には、押印は省略しても構いません。産業医活動を実施しなかった場合は提出の必要はありません。
4	<input type="checkbox"/> ストレスチェック実施者へ支払った費用の領収書（写） ストレスチェックを実施したことが分かる内容の領収書の写しを添付してください。
5	<input type="checkbox"/> 合同選任産業医へ支払った費用の領収書（写） 合同選任産業医へ費用を支払ったことがわかる書類（領収書）の写しを添付してください。産業医活動を実施しなかった場合は提出の必要はありません。

* 内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。

* 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金の返還を求めます。

IV 様式一覧

各様式とチェックリストは、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページからダウンロードしてご利用ください。

<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1007/Default.aspx>

団体登録関係		
様式番号	様式名称	提出
第1-1号	小規模事業場団体登録届	○
-	ストレスチェックに係る産業医契約書（例）	△
第1-2号	ストレスチェック実施に係る証明書	△
-	小規模事業場団体登録届 チェックリスト	×
支給申請関係		
様式番号	様式名称	提出
第2-1号	ストレスチェック助成金支給申請書	○
第2-2号	ストレスチェック実施報告書	○
第2-3号	ストレスチェックに係る産業医活動報告書	△
-	ストレスチェック助成金支給申請書 チェックリスト	×
変更届		
様式番号	様式名称	提出
第3号	小規模事業場団体登録内容変更届	必要に応じて

○：必ず提出が必要になります。

△：・産業医契約書（例）及び様式第1-2号は、条件を満たした契約書の写しを別途提出した場合は、提出の必要はありません。

・様式第2-3号は、産業医活動を実施した場合は、提出してください。

V 全国の産業保健総合支援センター一覧

(H27年6月1日現在)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011(242)7701	滋賀	077(510)0770
青森	017(731)3661	京都	075(212)2600
岩手	019(621)5366	大阪	06(6944)1191
宮城	022(267)4229	兵庫	078(230)0283
秋田	018(884)7771	奈良	0742(25)3100
山形	023(624)5188	和歌山	073(421)8990
福島	024(526)0526	鳥取	0857(25)3431
茨城	029(300)1221	島根	0852(59)5801
栃木	028(643)0685	岡山	086(212)1222
群馬	027(233)0026	広島	082(224)1361
埼玉	048(829)2661	山口	083(933)0105
千葉	043(202)3639	徳島	088(656)0330
東京	03(5211)4480	香川	087(826)3850
神奈川	045(410)1160	愛媛	089(915)1911
新潟	025(227)4411	高知	088(826)6155
富山	076(444)6866	福岡	092(414)5264
石川	076(265)3888	佐賀	0952(41)1888
福井	0776(27)6395	長崎	095(865)7797
山梨	055(220)7020	熊本	096(353)5480
長野	026(225)8533	大分	097(573)8070
岐阜	058(263)2311	宮崎	0985(62)2511
静岡	054(205)0111	鹿児島	099(252)8002
愛知	052(950)5375	沖縄	098(859)6175
三重	059(213)0711		

◆全国の産業保健総合支援センター一覧

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

独立行政法人労働者健康福祉機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒212-0013 神奈川県川崎幸区堀川町 580 ソリッドスクエア東館 17 階

TEL : 044-556-9866 FAX : 044-556-9918

<http://www.rofuku.go.jp/>

(平成 27 年 6 月)